

平成 24 年度オキナワものづくりネットワーク構築事業 公募要領追加資料

1. 訂正事項

公募要領 8 月 21 日版に訂正あり、説明会および本書にて修正箇所をお知らせします。

- 訂正 1：公募要領 p4, 2. (2) ④ 誤「直近 3 期分」 → 正「直近 1 期分」
- 訂正 2：公募要領 p4, 2. (2) ④ 誤「法人市町村税」 → 正「消費税」
- 訂正 3：公募要領 p4, 2. (3) 公募期間 誤「8 月 20 日（月）～」 → 正「8 月 21 日（火）～」
- 訂正 4：公募要領 p4, 2. (3) 相談期間 誤「8 月 20 日（月）～」 → 正「8 月 21 日（火）～」

2. FAQ

共同研究体の構成

Q：ユーザー企業は中核企業になれないか？

A：不可。ものづくり系企業が中核企業となる。

Q：ユーザー企業も共同体の一員に入るのか？

A：県内ものづくり系企業が中核企業になり、県内外の導入技術保有企業や大学等 1 者以上と、ユーザー企業が 1 社以上が参加してもらう。

但しユーザー企業は直接の研究には入らないので、契約までは求めない。

Q：企業間のみでも大丈夫か？（大学等の参加は必須か？）

A：企業間のみでも可。

Q：決算書はユーザー企業も必要？

A：ユーザー企業は不要。中核および協力企業は必要。

経費積算

Q：原材料の見積は 1 社からでいいか、数社から取るべきか？

A：提案書の積算時点では常識の範囲で記載していただき、見積りは不要。実施計画書を作成する際にあらためて精査する。実際の支出では必要（別途指示あり）。

Q：ユーザー側で行ったデータ計測等の費用は計上できないのか？

A：実験に際しての委託生産や機械利用料として対応可。但しユーザー側の職員の労務費は対象外。

その他

Q：製造後の機械装置の扱いはどうなるのか？

A：実験機という扱い。営利活動には使えない。サンプルを販売する場合は、事前に相談いただき売上げと事業費を相殺する方法等を検討する。

Q：ソフトウェアは該当するか？

A：機械装置（ハード）を主たる対象としているのでソフトだけでは不可。機械装置開発の中でのサブテーマとすることは可能。